

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 53
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

新型コロナ特例について

①二類感染症患者入院診療加算（250点）

②電話等による診療（147点）

10月末まで延長

9月27日付で厚労省事務連絡「診療報酬上の臨時的取扱い（その76）（その77）」が発出され、その77において、9月30日までとされていた2つの特例措置（二類感染症患者入院診療加算、電話等による診療）について10月31日まで延長の旨が示されました。以下に概要を示します。

①二類感染症患者入院診療加算（250点） 請求コード：113033650

「診療・検査医療機関」（県HPで公表）において、新型コロナ疑いの患者を診療（医学的初診の場合に限る）した場合に、院内トリアージ実施料（300点）と併せて算定できる。

②電話等による診療（147点） 請求コード：113044550

保健所等から健康観察に係る委託を受けている医療機関または「診療・検査医療機関」（県HPで公表）において、自宅・宿泊療養中の「重症化リスクの高い患者（※）」に電話等で診療を行った場合、電話等初診料・再診料等とは別に、療養上の管理に係る点数として147点が算定できる。

※重症化リスクの高い患者（次の①～③のいずれかに該当）

①65歳以上 ②40歳以上65歳未満で重症化リスク因子（下記）を複数持つ患者 ③妊娠中

ワクチン未接種（接種が1回のみのも含む）、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患（COPD等）、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満（BMI 30以上）、臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下

☆「発生届」の対象見直しに伴う公費の取扱いは変更なし

9月26日から「発生届」の対象者が限定されており、対象外となる患者に対する公費の取扱いについての質問が多数寄せられております。「発生届」の対象でない陽性患者についても、療養期間中の新型コロナに関して医師が必要と認めた医療は公費の対象となります。救急医療管理加算1（950点）等の取扱いにも変更はありません。

ご不明な点は協会事務局までお問い合わせください。